

前橋市商工関係小規模事業者集中支援金【申請要領】

・新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者をより広く支援するため、支援が十分に及ばない市内の小企業者を集中的に支援します。

【支援金額】

1事業者につき、一律5万円（1回限り）

【申請期間】

令和2年6月1日（月）から同年6月30日（火）まで（当日消印有効）

※ただし、申請金額が予算上限額に達した時点で受付を終了いたします。その場合は、市ホームページにて告知します。

【申請方法】

郵送で提出してください。

◆郵送宛先

〒371-0035 前橋市岩神町一丁目2-1

前橋市商工関係小規模事業者集中支援金受付センター

※レターパックや簡易書留等、追跡可能郵便で送付をお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請窓口は開設しません。

※オンライン申請は実施しておりません。

※申請書類については、市ホームページからダウンロードをお願いします。

※市役所1階デジタルサイネージラック・12階産業政策課・各支所・各市民サービスセンター・K' B I X元気21まえばし1階でも申請書類を設置します。

【申請に係る問い合わせ】 HP：ホーム>組織から探す>産業経済部>産業政策課>お知らせ

前橋市商工関係小規模事業者集中支援金電話対応コーナー



【支援要件】

- (1) 常時雇用する従業者が5人以下で、令和2年3月1日以前から事業を開始しており、実店舗や事業所等を市内に置く事業収入を得ている事業者（市外在住者を含む）。
- (2) 日本標準産業分類における大分類のうち、農業・林業、漁業、及び公務を除くすべての業種。ただし、信用保証協会の信用保証対象外業種（別紙のとおり）を除く。
なお、事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種については、許認可を受けていること。
- (3) 群馬県の「感染症対策事業継続支援金」の対象事業者でない者
- (4) 前橋市の「経営安定資金」で借入利子補助等を受けない者及び前橋市のほかの新型コロナウイルス感染症関連支援金を受けない者。
- (5) 市税の滞納がない者。
- (6) 自己又は自己の団体役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しない者。

【支給の決定】

- (1) 申請書類を受理後、その内容を審査し、適正と認められる場合に支援金を支給します。
- (2) 支援金の支給を決定したときは、後日、支給に関する通知を発送し、支援金を支給しない決定をした場合は、後日、不支給に関する通知を発送します。
- (3) 申請書を受理してから、概ね2週間程度で指定の口座に振り込みます（申請書等に不備がある場合は、別途期間を要します。）。

【その他】

- (1) 支援金支給の決定後、申請内容に虚偽等が発覚した場合は、支援金を返還していただきます。また、加算金及び延滞金を支払っていただく場合があります。
- (2) 申請書類一式は返却しません。また、必要に応じて、追加書類の提出を求めることがあります。

【申請に必要な書類】

- (1) 前橋市商工関係小規模事業者集中支援金申請書兼請求書（別紙様式1）
- (2) 誓約書兼同意書（別紙様式2）
- (3) 営業活動及び従業員数を確認できる書類

以下の「①・②」のどちらかの書類を添付してください。

◆法人の場合（「①・②」のどちらか）

- ①直近の確定申告 法人事業概況説明書の写し
- ②「法人の設立届の写し」と「直近の月締め帳簿、収支計算書の写し等」

◆個人の場合（「①・②」のどちらか）

- ①「直近の確定申告 所得税青色申告決算書の写し」か「直近の確定申告白色申告収支内訳書の写し」
- ②「開業届の写し」と「直近の月締め帳簿、収支計算書の写し等」

(4) 本人確認書類

以下のいずれかの本人確認できる書類の写しを添付してください。

- ・運転免許証、パスポート、健康保険証等の写し（※法人は代表者のもの）

(5) 通帳等のコピー

- ・金融機関名、本支店名、種別、口座番号、口座名義人が確認できるページ
- ・インターネットバンキングの場合は、振込先項目の記載ページを印刷したものを添付してください。